

- ・ 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- ・ 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

### 環境の変化

- ・ 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ・ ユニバーサル化による大学数の増加
- ・ 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI、IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。

### 私立大学に求められる教育研究

- ① 高等教育にふさわしい質の確保
  - ・ ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
  - ・ 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化
- ② 私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長
  - ・ 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組
  - ・ 社会的な要請に的確に対応した教育の提供
  - ・ グローバル化や社会人の学び直しの推進
  - ・ 自治体や産業界との連携と支援の獲得

### ガバナンスの強化

- 学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる
- ・ 理事会機能の実質化・実効性の確保
  - ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
  - ・ 監事の牽制機能の実効性確保
  - ・ 分かりやすく開かれた情報公開の推進
  - ・ 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進

財政基盤の在り方の工夫・見直し、  
必要な制度改正・規制の緩和

### 経営力強化と支援

- 18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化
- ・ 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
  - ・ 経営の幅広い連携・統合や国公私設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
  - ・ 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
  - ・ 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援

等

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ<sup>1</sup>

# 「学校法人制度改善検討小委員会」の開催について

## 1. 趣旨

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」を受け、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。

## 2. 検討事項

- ガバナンス体制の強化について
- 学校法人の経営の強化について
- 学校法人の破綻処理手続きの明確化について
- 学校法人の情報公開の推進について
- 学校法人の自律的なガバナンスの改善に向けた方策について
- その他

## 3. 検討スケジュール

- 平成29年11月14日に第1回会議を開催。
- 平成30年秋を目途に「学校法人制度の改善策について」を大学設置・学校法人審議会学校法人分科会へ報告予定。

## 4. 委員構成

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長
浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
大河原遼平	弁護士
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
高祖 敏明	学校法人上智学院理事長
近藤 彰郎	学校法人八雲学園理事長
佐野 慶子	公認会計士
田中 雅道	全日本私立幼稚園連合会副会長・光明幼稚園園長
西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹・学校法人就実学園理事長
座長 日高 義博	学校法人専修大学理事長
水戸 英則	学校法人二松学舎理事長

(五十音順敬称略計11名)  
(職名は平成29年10月1日現在)

## 学校法人制度の改善方策について（案）概要

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、8月までに11回開催。今秋に最終的なとりまとめを行う予定。

### <改善方策(案)の概要>

- ・ 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化については、平成16年の私立学校法改正で規定した理事会・監事・評議員会の基本的枠組みは維持しつつ、法改正時に想定した各機関の役割を発揮できるよう、他の公益的な法人の改革も参考に、責任と権限を明確化。また、法令に基づくもののほか、私学団体等が策定する自主行動基準である「私立大学版ガバナンス・コード」により、私学自らの自律的なガバナンスの向上を推進。
- ・ 学校法人の経営強化について、多様な連携・統合の促進を図るとともに、新たな財務指標の設定による経営改善に向けた指導を強化。
- ・ 情報公開については、対象を限定した閲覧開示から一般への公表等を推進するとともに、社会への「経営情報の見える化」により改革を促進。
- ・ 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任制度の導入や、学生のセーフティネットの充実により破綻処理の円滑な実施を図る。

### 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

#### ➤ 責任と権限の明確化による改革のためのガバナンスの改善・強化

- ・ 文科大臣所轄法人における中長期計画の策定
- ・ 「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- ・ 役員の実任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- ・ 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- ・ 評議員会の機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など）

### 等 学校法人の情報公開の推進

#### ➤ 積極的な情報公開と、経営状況の「見える化」による改革の促進

- ・ 財産目録、貸借対照表、収支計算書の公表と公表内容の充実（文科大臣所轄法人）
- ・ 事業報告書の公表と記載内容の充実
- ・ 寄附行為、役員名簿の公表 等

### 学校法人の経営の強化

#### ➤ 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化

- ・ 連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・ 学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・ 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向け指導の強化と、資金ショートの際の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文科大臣所轄法人）等

### 学校法人の破たん処理手続の明確化

#### ➤ 学校法人の破たん処理手続の適正化による学生保護の充実

- ・ 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続き及び破産申立の円滑化
- ・ 学生のセーフティネットの充実  
（学生の授業料返還債権の考え方の整理、コンソーシアムの活用）等

私立学校の経営力を強化し、安心して学べる環境を整備

# 学校法人に対する経営指導体制

## ◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)  
 2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

**委員(※)構成**  
 ・私学理事(長)、学長／経験者  
 ・弁護士  
 ・公認会計士  
 ・研究者／教授  
 ・民間経験者  
 (マスコミ・ジャーナリスト等)  
※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員  
 30名→35名

### 学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充  
 年間30法人程度→50法人程度

指導・助言

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管理  
 運営面

教学面

指導・助言に対する  
 改善状況報告

### 各学校法人

対象:全文部科学省所轄学校法人  
 ★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

一部の学校法人

## ◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

### 文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等

経営指導等

### 経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談等

経営改善計画の作成支援等

### 私学事業団 一経営相談一

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

#### 【経営改善計画(モデル)】

- 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
- 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
  - 教学改革計画
    - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
    - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
    - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
  - ②学生募集対策と学生数・学納金等計画
- 組織運営体制
  - ①理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
  - ②情報公開と危機意識の共有
- 財務計画表
- 経営改善計画実施管理表

連携(情報共有・意見交換)

# 学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分

## ① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組みば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

## ② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒必要な指導・助言、通知

一部法人

## ③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

**3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導**  
⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、**経営指導強化指標に該当した法人**
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、**経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人**

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方針の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方針の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方針についてフォロー

財務状況の悪化傾向

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不公正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

私学法62条